

平成19年度

# 区政の基本方針説明 (要旨)

平成19年2月19日

## 1 はじめに

平成19年第一回定例会の開会にあたり、議会並びに区民の皆様に、区政の基本方針と施策の大綱について、所信の一端を申し上げます。

本定例会では、平成19年度一般会計予算案をはじめ、多くの議案をご審議いただきます。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は、いじめ問題への対応や官製談合事件における相次ぐ不祥事が社会問題化し、自治体に対する大きな不信感を招きました。

また、夕張市の財政破綻に見られるように、自治体の経営能力や政策能力が大きく問われる事態も発生しています。

こうした一連の事件は、これまで築き上げてきた自治体への信頼を一気に失わせ、「地方には任せられない」あるいは「国による監視を強化するべきである」といった自治体に対する疑念を生じ、これから一層、進めていかなければならない分権改革そのものへの信頼を失わせることになりかねません。

今、まさに自治体の統治能力が問われる中で、本年、地方自治制度は発足して60年目を迎えます。そして、新宿区もまた、区成立60年を迎えます。

こうした折、昨年12月には、地方分権改革推進法が成立しました。同法は、基本方針として、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割

を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進する」ことを明記しており、その成立により、第二期の地方分権改革は確かな第一歩を踏み出しました。

また、現在、東京都と特別区の間では、都区の事務配分など都区のあり方についての検討が進められていますが、ここでは特別区の自治体としての力量とあり方が改めて問われています。

こうした国や都の動きを十分注視しながら、新宿区は、自らの地域を自らの決定と責任の下で治めていく能力と体力を一層、磨いていかなければなりません。

そのために取り組まなくてはならないことは、まず、積極的な情報提供や徹底した情報公開により行政の透明性を高めることです。そのことは、これまでも増して区政の説明責任を果たしていくことにつながります。

次に、区民との協働と参画を一層、推進することにより、住民自治の充実を図ることで、今回の地方での一連の事件は、自治体行政が、住民との協働と参画から離れたところで進められていることに原因の一つがあります。住民とともに行政を進めることで、住民が自治体行政に対する関心を持ち、理解を深めていくことが、行政の透明性や説明責任を高めることにつながります。

さらに、区職員の政策能力や行財政運営能力の向上に努めることです。区がマネジメント能力を高め、区民に信頼される行政を進めるとともに、新しい時代に即応した施策や仕組みを創り上げていくためには、より一層、職員の資質向上と能力開発に努めていくことが求められます。

こうした取り組みを着実に進めることで、区の統治能力を高め、自らの地域を自らが責任を持って治めることで、区民から信頼される自治体を目指していきたいと考えています。

## 2 平成19年度の区政運営の基本認識

次に、平成19年度の区政運営にあたりましての基本的な認識について申し上げます。

政府の平成19年度の経済見通しでは、実質2%の成長が続くと予想していますが、足元の消費動向は弱く、区民生活の実態は必ずしも明るくはありません。

こうした時ほど、住民に最も身近な政府である区は、区民の生活実態に着目したきめ細かい行政を展開していく必要があります。

そして区成立60年のこの年に、あらためて新宿区の目指すべき自治体像を確たるものとし、「暮らしやすさも賑わいも一番の自治のまち新宿」の実現に向け、努力していく決意です。

そのためには、第一に、自治の枠組みを確かなものにすることです。

私は、「地区協議会」を新宿における自治の基盤として一層、充実させたいと考えています。「地区協議会」の機能強化を図るために区として必要な支援を強化してまいります。

また、本年は、「区民会議」の提言や基本構想審議会の答申を受け、区とし

て自治体の憲法とも言うべき基本構想を策定する年です。そして、それを政策として具現化するために、基本計画と都市マスタープランを総合化した計画を創るという、新たな試みに挑戦するとともに、その受け皿となる区組織の見直しにも着手してまいります。

さらに、自治の基本理念や基本原則を定めた（仮称）自治基本条例の制定を視野に入れながら、区民が主体的に地域社会とかかわりを持つことができる自治の仕組みを育てていくとともに、区の政策能力を一層高めていく試みにも挑戦していきたいと考えています。

第二に、団塊の世代の受け皿づくりを進めることです。

活力ある高齢社会とは、シニア世代が自らの可能性を広げ、元気でいきいきと活躍する生涯現役社会を実現することにほかなりません。

平成19年以降は、いわゆる団塊の世代の多くが地域に戻り、地域で新たな生活をはじめることになります。団塊の世代がこれまで培ってきた知恵や能力を活かし、社会参加や社会貢献することのできる、様々な機会や支援の仕組みを創っていくことが必要になります。

このような仕組みを構築することで、シニア世代がボランティアやNPO活動、仕事等の様々な分野で担い手になって活躍し、生きがいを持って過ごしていただくことが、今後、地域を活性化するうえで、重要な鍵となります。

そして、そのことは、従来のサービスの受け手としての高齢者像から、積極的に社会を支える高齢者像へとそのイメージを大きく転換することにつながり、区全体の施策の枠組みを大きく変える要素となります。

第三に、行政の役割を再確認することです。

「人口減少社会」においては、行政自らがすべての公共サービスを提供するのではなく、必要な公共サービスを、地域団体、NPO、民間事業者などの多様な主体との協働により提供するとともに、それらを積極的にコーディネートすることが必要になっています。

そのうえで、行政として本来果たさなければならない社会的なセーフティネットの維持や利害関係の調整などについて、行政は積極的にその役割を果たしていかなければなりません。区民の生活実態に目を凝らし、真に支援が必要な場合については、適切な行政サービスを提供していく必要があります。

### 3 4つの課題と主要施策の概要

今回の予算編成にあたり、私は、私がマニフェストに示した政策のうち、極力可能なものについては、「第四次実施計画」との整合性、調整を図りながら、具体的な施策として積極的に予算化したところですが、平成19年度に取り組む主要施策を中心に、その概要について「第四次実施計画」の4つの課題にそって申し上げます。

課題の一つ目は、『新しい時代を担う子どもの育成』です。

子育てしやすいまち「子育てコミュニティタウン新宿」を目指し、子育て・教育施策を総合的に推進してまいります。

まず、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在の「乳幼児医療費助成制度」を、10月から「子ども医療費助成制度」に変更し、所得制限を設けず自己負担がない形で、対象を中学生まで拡大していきます。

また、出産費用についても、現行の「妊婦健康診査費助成」を大幅に拡充し、これまでの4倍にあたる8万円を助成するほか、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、「私立幼稚園園児等保護者の負担軽減補助金」として、入園料補助金を約3倍に増額します。さらに、認証保育所や保育室、家庭福祉員を利用している方を対象に、保育料の負担軽減を開始し、施設の利用促進を図ってまいります。

次に、妊娠中からの育児支援として18年度から開始しました「はじめまして赤ちゃん応援事業」を、19年度からは全ての保健センターで実施するほか、小学校入学前の保護者を対象とした「乳幼児期の家庭教育支援」については、本年度は全小学校に拡大し、家庭教育支援の充実を図ってまいります。

次に、保育園入所待機児童については、19年度当初における待機児童の解消に向け、受入枠の拡大を継続するほか、四谷子ども園及び新宿せいが保育園の開設により定員の増を図るとともに、愛日幼稚園と中町保育園との幼保連携の強化により中町保育園の定員の拡大を図ってまいります。

また、22年度の開設を目指し、高田馬場第一保育園を私立認可保育園として建替え、定員の拡大と多様な保育サービスの提供を図っていくために、本年度は、公募による事業者選定を行います。

さらに、戸山第一保育園、中町保育園の2園で新たに産休明け保育を実施す

るとともに、弁天町保育園、高田馬場第一保育園、信濃町保育園では延長保育を開始し、保育内容の充実を図ってまいります。

次に、増え続ける学童クラブの需要に対応するため、新たに、戸山小学校内学童クラブ、新宿せいが学童クラブの2箇所を設置するとともに、薬王寺学童クラブ、北山伏学童クラブについては施設整備を行い、スペースを拡充してまいります。さらに、本年6月からは、教育委員会と連携して、子どもたちが放課後に安心して遊び、学べる居場所として、小学校を活用した「放課後子どもひろば」を、6校で開始いたします。

併せて在宅で子育てを行っている家庭を対象に、保護者の入院等により一時的に養育が困難になった場合のショートステイ事業や、ひとり親家庭の生活や自立を支援する施策を拡充するとともに、「協働事業提案制度」による協働事業として、子育て支援に関心のある区民等を対象に、「子育て支援者養成事業」を実施します。

次に、19年度からの特別支援教育制度の創設を受け、従来の心身障害学級に加えて、通常学級に在籍する軽度発達障害の幼児や児童・生徒に対し、心理士等専門家チームの巡回指導を実施するとともに、非常勤講師の派遣を行い、支援体制の充実を図ってまいります。また、「学童クラブ」においても本年度から、障害児対応として、専任の非常勤職員を配置するとともに、専門家による巡回指導を行ってまいります。

次に、新たな取り組みとして、新宿区で初めての幼保一元化施設である、

「四谷子ども園」を19年4月に開設するほか、保育園や幼稚園から小学校へ、また、小学校から中学校へ、子どもたちが円滑に移行できることを目的に、子どもたちの生活や発達状況、学習のつながりに着目した連携教育のあり方について、モデル校を指定して、総合的な調査研究を実施するとともに、必要な人員を配置してまいります。

また、幼児教育については、昨年12月に「幼児教育のあり方検討会」から提出された「最終報告書」を最大限尊重し、今後の施策を推進してまいります。

次に、働く目的ややりたい仕事が見つけれず、就職活動や準備をしない「ニート」と呼ばれる若者たちを対象に、交流や相談の機会を設け、将来的な自立を支援するために「中学校卒業後からの青年支援対策」事業を「協働事業提案制度」の一つとして実施してまいります。

次に、子育て支援や男女平等の職場づくりに積極的に取り組む事業者を対象に認定制度を立ち上げるほか、必要な支援を行うとともに、男女共同参画については、新たな「男女共同参画推進計画」を策定してまいります。

課題の二つ目は、『高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり』です。

高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる「いきいきコミュニティタウン新宿」を目指して、高齢者・障害者施策を総合的に推進してまいります。

まず、シニア世代の社会参加についてです。

本年は、いわゆる「団塊の世代」が退職を迎え、地域に戻ってくる年です。新宿区高齢者社会参加システム協議会が、昨年10月にまとめた報告書を受け、19年度から新たな事業を展開してまいります。まず、団塊の世代を対象に、地域活動に必要な準備等に関する講座を行う「生涯現役塾」を開催するほか、地域活動への参加や就労・起業活動に対する支援を行ってまいります。また、高齢者の能力発揮といきがいづくりの場を創出する「地域に根ざした高齢者の居場所づくり」を「協働事業提案制度」として実施してまいります。

さらに、シニア世代が活動を行う場として、高田馬場第一ことぶき館跡地に、シニア世代の能動的な社会参加を促進する場としての機能を持つ、新たな施設を建設してまいります。

次に、地域の中で身近な生活を支えていく仕組みづくりについてです。

高齢者を含め一人暮らしの世帯が多く、増加傾向にある新宿区では、いわゆる「孤独死対策」が地域の課題となっています。区では昨年度「孤独死防止対策連絡会議」を設置し、ごみの訪問収集の際に安否確認を行うなど、取り組みを強化してきたところですが、本年度は75歳以上の一人暮らし高齢者全員を対象に、高齢者向け情報紙を直接高齢者に配付することで、地域での安否確認や見守りを促進し、孤独死ゼロに向け、取り組んでまいります。

さらに、18年度モデル事業として開始した、高齢者の日常生活でのちょっとした困りごとに対してボランティアを派遣する「ちょこっと困りごと援助サービス事業」を本格実施してまいります。

加えて、認知症高齢者や知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合に、地域で安心して生活を継続できるようにするため、本年度、新たに「成年後見制度推進機関」を社会福祉

協議会内に設置してまいります。

また、「高齢者ふれあい・いきいきサロン活動」については、サロンの運営や活動に対する相談等、支援体制の強化を図るほか、立ち退きが求められている高齢者世帯等を対象に、19年度から新たに転居費用の助成を実施するとともに、高齢者世帯が区内で民間賃貸住宅への転居を希望する際、保証人が見つからない場合には新たに保証料についての助成を開始します。

次に、健康増進や介護予防の取り組みについてです。

本年度も、介護予防施策をさらに充実するため、元気館における「高齢者筋力向上事業」を倍増するほか、介護保険法に基づく介護予防教室事業や介護予防普及啓発事業等についても拡充を図るとともに、高齢者が気軽に参加できる運動プログラムを「シニアスポーツチャレンジ事業」として、「ことぶき館」で新たに実施してまいります。

次に、介護が必要となった時に、住み慣れた地域で、安心して介護サービスが受けられる環境づくりについてです。

20年6月の開設に向け、昨年度に引き続き、百人町四丁目に民設民営方式による特別養護老人ホームの整備を行っていくほか、新たに22年度の開設に向け、矢来町の公有地を活用し、認知症グループホーム等を併設した特別養護老人ホームの民設民営方式による整備に取り組んでまいります。

また、「高齢者緊急ショートステイ事業」については、本年度は4施設6ベッドに拡充いたします。

次に、保健医療施策については、一人ひとりの健康の保持や増進のため、健

康にかかる区の基本方針である「新宿区健康づくり行動計画」を見直すほか、「成人健康診査」及び「がん検診」については、実施期間を本年度から通年実施とし、受診の機会を広げてまいります。

また、医療保険制度については、20年4月に創設される後期高齢者医療制度の準備を進めてまいります。

次に障害者に対する施策についてです。

まず、本年度は、障害者施策の基本となる新たな「障害者計画」の策定に着手するため、障害者自立支援法施行後における障害者の生活実態等の調査を行ってまいります。

また、障害者入所支援施設を百人町四丁目に建設中の特別養護老人ホームに併設して、民設民営方式で引き続き整備してまいります。

さらに、知的障害のある中・高校生等に、放課後等の日常生活訓練や自主活動をする場を提供する「障害児等タイムケア事業」を、廃園予定の三栄町保育園施設において新たに実施いたします。

次に、就労支援の推進についてです。

本年度は、障害者や高齢者、ニートなどの就労を総合的に支援し、その中核機関となる「(仮称)新宿仕事センター」の設置準備に着手し、20年度の設立を目指してまいります。

次にホームレス対策についてです。

新たに、就労自立を目指す意欲があり、自立可能な方を対象に、集中的な支援を行う「ホームレスの自立支援ホーム」事業を開始するほか、未だ十分な生

活習慣が回復していない方を対象に、日常生活の相談指導を行う「地域生活安定促進事業」を実施してまいります。

課題の三つ目は、『安全で快適な文化の薫るまちづくり』です。

まず、「安全・安心のまち新宿」の実現に向けた取り組みの推進です。

災害時の情報収集及び伝達用として現在利用しているアナログ防災無線については、画像やデータ送信が可能で双方向の通話ができるデジタル防災無線へと更新し、地域防災無線の機能強化を図ってまいります。

また、3箇所ある職員防災住宅には、災害対策要員が震災や水害時等に、機動的に職務を遂行できるよう用品等を備えてまいります。

さらに、災害時要援護者対策として、神楽坂地域を対象に、東京理科大学へ研究委託を行い、その成果を活用してまいります。

また、「新宿区災害時要援護者登録名簿」に登録している方を対象に、家具転倒防止器具等を無料で配布及び取付けを行い、被害軽減につなげてまいります。

加えて、帰宅困難者対策の一環として、東京都や事業者と連携し、新宿駅周辺を中心とした「震災時駅前滞留者対策」訓練を新たに実施いたします。また、東京商工会議所新宿支部と協働して、帰宅困難者対策の視点を加えた事業所防災アンケートを実施するとともに、その結果を受けて、区内事業者を対象とした講習会も行なってまいります。

ハード面での整備としては、国から取得予定の旧法務省宿舍用地を、富久地域の防災性の向上を目的に、(仮称)富久公園として20年度までに整備するため、本年度は、宿舍の解体工事を行うとともに、公園の設計等に着手してまい

ります。

また、建築物の防災対策としては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の施行を受け、区においても、27年度までに、住宅及び特定建築物の耐震化率を9割にすることを目標とする「耐震改修促進計画」を、本年度策定してまいります。さらに、民間建築物に対する「建築物等耐震化支援事業」においては、本年度、予備耐震診断を、これまでの木造、非木造の別による一律的な支援から、それぞれの建物の構造や規模に応じた方法に変更するとともに、診断費助成については助成規模を拡大し、より一層区民が利用しやすい制度に改善してまいります。

さらに、高齢者の火災予防のために、75歳以上の一人暮らし高齢者等の世帯に対し、簡易型火災警報器を配付してまいります。

地域の防犯・安全対策については、本年度も、「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、引き続き重点地区や安全パトロール協力団体に対する支援を行っていくとともに、本年度は、新たに「地域安心安全情報共有システム」を導入し、区民へ防犯情報等を24時間提供し、区民の防犯意識を高めてまいります。さらに、区が管理する街路灯の照度について一斉点検を実施するとともに、調査後は、順次、照度アップ等の改善を行ってまいります。

なお、「道路の無電柱化整備促進」事業については、本年度は補助72号線と三栄通りで、地中化予備設計等を行ってまいります。

次に、「水辺と緑・風・歴史・文化を感じる美しいまち新宿」の実現にむけた取り組みの推進です。

本年度は、「新宿グリーンシンボルロードの整備」の一環として、昨年度に

引き続き、新宿通り等において街路樹の整備を進めるとともに、道のサポーターへの支援を拡充し、区民との協働による街路樹管理の取り組みを一層推進してまいります。

また、19年度からは、道路や公共施設の緑化をすすめ、新宿のまちを花とみどりで飾る「新宿花いっぱい運動」を新たに展開するほか、「みどりの基本計画」の改定に着手するとともに、玉川上水を偲ぶ流れの創出の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

併せて、道路を賑わいのある魅力的な交流空間として活用するため、本年度は、新宿三丁目モア4番街に加えて、歌舞伎町シネシティ広場にもオープンカフェの設置を試行し、公共空間の新たな可能性を検討してまいります。

さらに、公園については、本年度から、マナーボードやベンチなどの公園施設を集中的に更新するとともに、公園内のトイレの清掃回数、除草回数、樹木の剪定回数を増やし、区民に愛され、安心して利用される公園を目指し、そのレベルアップを図ってまいります。

また、本年度は、公園サポーターへの支援を拡充し、区民による自主的な公園管理を一層推進してまいります。

放置自転車対策につきましては、東新宿駅に自転車整理区画を設置するとともに、四谷一丁目及び百人町自転車保管場所を整備してまいります。

また、撤去や啓発活動を実施する駅を24駅に増やし、対策のより一層の推進を図るとともに、今後の自転車等の利用のあり方を示す総合計画を策定してまいります。

路上喫煙の禁止の徹底については、主要駅を中心にパトロール員を拡充して個別指導を強化するとともに、本年度からは土曜や日曜祝日についてもキャンペーンを実施し、事業所従業員や来街者への啓発活動を拡充してまいります。

廃プラスチックについては、資源の有効活用の視点から、容器包装プラスチックの資源回収を新たに開始してまいります。19年度は、モデル地区を設定し、7月から回収を行うとともに、白色トレイの回収拠点についても30箇所に倍増してまいります。また、本年度から、粗大ごみの収集作業を委託し、迅速な収集や日曜日収集の開始など、区民サービスの向上を図ってまいります。

地球温暖化対策については、新宿区省エネルギー環境指針に基づき、区民や中小事業者向けの普及啓発事業等を環境学習情報センターと連携を図りながら実施してまいります。また、本年度は、新宿区環境審議会からの答申を受け、環境基本計画の見直しを行います。

文化・観光施策の推進については、まず、「落合文士村」を区の貴重な歴史・文化資産として、広く情報発信していくために、案内板を設置するとともに、落合文士村の魅力を紹介する小冊子を作成いたします。

また、本年は、夏目漱石の生誕140年にあたります。漱石は、現在の新宿区喜久井町で生まれ、新宿区早稲田南町の漱石山房において生涯を閉じました。区では、この機会を捉え、新宿で生まれ亡くなった、日本を代表する文豪であり、新宿区にとって郷土の偉人である「漱石」を区内外に広く発信するため「夏目漱石生誕140年記念事業」を行ってまいります。シンポジウムや映画会、歴史博物館での特別展開催、ミュージカルの公演、小冊子の発行など

もに、NPOとの協働による記念事業も「協働事業提案制度」として行ってまいります。一方、この間、区民や多くの関係者との協働により計画作りを進めてきた漱石公園については、20年2月の開園に向けて、リニューアル工事を行ってまいります。

なお、今後、地域における貴重な文化的歴史的な資産を保存・継承し、活用していく仕組みについて検討していくとともに、景観まちづくり審議会からの答申を受け、景観計画を策定し、景観行政団体の指定を目指してまいります。

次に「賑わい・交流・活力のまち新宿」の実現に向けた取り組みの推進です。

歌舞伎町対策につきましては、安全・安心なまちづくりや地域活性化への取り組みを推進した結果、「街が変わりはじめた、以前と比べてすっきりしてきた」という声も多く聞こえてくるようになり、誰もが安心して楽しめるまちへと変わりつつあります。今後、歌舞伎町ルネッサンスの取り組みをより持続的に推進していくために、地元、企業及び関係機関からなる歌舞伎町版タウンマネジメント組織の設立に向けた準備を進めてまいります。

また、この度、歌舞伎町に隣接する旧四谷第五小学校の跡施設を、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会喜兵衛プロジェクトからの提言を受け、大衆文化の振興に実績のある吉本興業株式会社に貸すことといたしました。このことにより、歌舞伎町の産業構造の転換を図り、歌舞伎町を「大衆文化の企画・制作・消費の拠点」として再生させていく試みに本格的に取り組んでまいります。

「まちの魅力」としての都市空間づくりについては、本年度は、新宿駅東西自由通路の開設に向け、JR東日本や東京都等と引き続き協議を行い、本年度内の都市計画決定を目指すほか、靖国通り地下通路の延伸についても、本年度

内の都市計画決定に向けて、調査検討を進めてまいります。また、新宿通りを中心に、モールの実現方策についても具体的な調査検討を行うとともに、新宿駅周辺における循環型バスについて、民間事業者の参入を働きかけていくための調査及び検討を行ってまいります。

さらに、高田馬場駅周辺の安全性の確保とまちづくりを区民や地元大学等と検討する「高田馬場駅周辺地区の整備促進」事業を新たに実施するほか、20年の地下鉄副都心線の開通に伴い、西早稲田駅周辺地域の整備方針等を検討してまいります。

一方、新宿のまちの持つ魅力を多くの方々に知ってもらうために、東京商工会議所及び東京観光財団が認定する、シティガイドやタウンガイドなどの地域密着型案内人を活用し、「（仮称）新宿まち歩きツアー」を実施してまいります。

次に、商工施策についてですが、18年度実施の「産業実態調査」を基に、これまでの施策を再評価し、本年度、20年度以降の産業振興の指針とする「産業振興プラン」を策定してまいります。

また、商店会を取り巻く環境変化が激しい中で、本年度は、強固な商店会づくりのための知識や活性化への機会づくりなどを個々の商店会に直接出かけて助言する、「商店会サポーター」を配置してまいります。

さらに、消費者問題が複雑かつ多様化する中で、消費者相談に的確かつ迅速に対応するため、相談員を増員するとともに、電話及び面接の相談時間を延長し、相談体制を拡充してまいります。

なお、新宿文化センターについては、開館27年を迎え設備の更新が必要な

ため、休館したうえで、変電設備や舞台設備等の大規模改修工事を実施し、20年3月にリニューアルオープンします。

多文化共生のまちづくりについては、19年度も引き続き、しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした顔の見えるネットワークづくりを行っていくとともに、外国人及び日本人を対象に、4年ぶりに、多文化共生実態調査を実施します。

また、本年度は新たに、「外国人の子どもの学習支援等」を「協働事業提案制度」により実施してまいります。

なお、住宅政策については、住宅まちづくり審議会からの答申を踏まえ、「第3次住宅マスタープラン」を策定してまいります。

課題の四つ目は、『柔軟で多様な開かれた参画システムの構築』です。

まず、「みんなで担い、支える自治のまち新宿」の実現に向けた施策の推進です。

17年10月に設置した地区協議会への支援を強化するため、非常勤職員を地区協議会ごとに配置するほか、地区協議会相互の情報交換のため、新たに地区協議会連絡会を設置してまいります。

さらに、地区協議会が、これまで以上に自立的で主体的な活動ができるよう、各地区協議会が申請する事業計画に基づき、地域課題解決の活動に必要な経費を助成する「まちづくり活動支援制度」を創設いたします。加えて、近年、町会や自治会の加入率が低下し、地域コミュニティの活力衰退が懸念されている

ことから、町会や自治会を紹介するパンフレットの作成やシンポジウムの開催等により、町会・自治会の活性化支援を強化してまいります。

次に、NPO等との協働の環境づくりを一層推進するため、区民とNPO、NPO同士の情報共有と発信を図る、市民活動支援のためのWeb（ウェブ）サイトを新たに立ち上げます。また、昨年度からはじめた協働事業提案制度については、選定された5事業を本年度事業実施するとともに、新たな事業提案を公募してまいります。

次に、地域の方が企画立案段階から参画し、地域住民等との協働によるモデル事業として進められてきた、旧四谷第四小学校の跡地活用については、本年度は地域ひろばとして活用できるよう施設整備を進め、20年2月の開設を目指します。

また、地域センターの整備については、本年6月に落合第二地域センターを区内で9番目の地域センターとして開設するとともに、（仮称）戸塚地域センターについては、21年度内の開設に向け、基本設計及び実施設計の委託を行ってまいります。

次に、好感度一番の区役所の実現に向けた施策の推進です。

まず、転入届や転出届等窓口業務の繁忙期である、本年3月31日と4月7日の閉庁日については、試行として本庁舎を開庁し、戸籍住民課、国保年金課、子ども家庭課、高齢者サービス課の4課の窓口を開設します。また、夜間や土曜、日曜日も含めた、区政全般に関する簡易な問い合わせに対して、ワンスト

ップで回答するコールセンターの開設準備を進めてまいります。さらに、広報紙が区民にとってより身近に感じられるよう、カラーページを含めた紙面数を増やすとともに、デザインやレイアウトを工夫して、地域情報の掲載を充実させていきます。加えて、これまでも軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料とコンビニ収納できる業務を拡大してまいりましたが、19年4月からは個人住民税もコンビニで納めることが可能となります。

さらに、区政運営におけるITの役割と方向性を明確化し、区としての情報戦略の理念や進め方を確立するため、現在の「情報化推進計画」を見直し、「（仮称）情報化戦略計画」を策定してまいります。

最後に、区民の暮らしを支えるという観点から18年度に導入した税制改正等による区民負担軽減策ですが、19年度も私立幼稚園の保護者負担への緩和措置等について引き続き実施するほか、新たに「認可保育園の保育料」や「国民健康保険料」についても激変緩和措置を設けます。さらに、18年度に開始した「障害者自立支援制度」に対する区独自の軽減策については、ホームヘルプ等の利用者負担軽減策の対象を所得の有無にかかわらず全世帯とする等の拡充を行います。

#### 4 施策の推進体制

ここで、これまで述べてまいりました施策を実現していくための推進体制について申し上げます。

現在、わが国は人口減少というこれまでに経験したことのない時代を迎えて

います。かつてのような成長と拡大が続く時代は終わり、社会全般にわたる基礎的な枠組みが大きく変化していく中で、引き続き区民サービスの向上を図り、新たな課題に積極的かつ的確に対応していくためには、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体運営の基本原則に則り、なお一層、行財政改革に努めていくことが不可欠です。

行財政改革については、「第二次行財政改革計画」に基づき「行政の体質改善」と「公共サービスのあり方の見直し」を基本的な視点として、着実に推進してきたところですが、引き続き効果的・効率的な行財政運営に取り組んでまいります。

なお、19年度は、「第四次実施計画」、「第二次行財政改革計画」の総仕上げの年であるとともに、新実施計画等でのまちづくりを支えるものとして、新たな行財政改革計画の策定に着手してまいります。

次に、昨年行われた地方自治法の一部改正により、区長を支えるトップマネジメント機能の強化を図り、今後の役割をより適切に表す名称として、「助役」に代えて「副区長」を置くものとします。また、同じく地方自治法の一部改正により、収入役を廃止して、新たに一般職の会計管理者を設置します。会計機関としての権限には変更はなく、今後ともその組織的な独立性を維持しつつ、会計事務の適正な執行に努めてまいります。

また、新基本構想・新基本計画の受け皿となる施策や事業の再構築に併せて、20年度からの再編を目途に多様な地域課題に的確に対応できる区組織の整備を検討してまいります。

次に、自治体としての政策形成能力のより一層の向上を目指し、調査や研究

等を行う機関として「仮称 新宿区自治・政策研究所」の設置を検討してまいります。

また、職員の努力や業績を適切に処遇へ反映することで、職員の意欲向上と政策形成等の能力の向上を図り、組織力の向上に資するため、目標管理型の人事考課制度を実施してまいります。

次に、行政評価の客観性、透明性を一層、高めていくために、外部評価制度を導入することにより、事業や施策等の評価に区民の視点からの評価を加えていくことを検討していきます。

以上、申し上げた考え方と併せて、「現場現実を重視した、柔軟かつ総合性の高い区政」、「公正かつ透明性の高い区政」、「区民との協働と参画による区政」という区政運営の基本を踏まえ、今後も限られた資源を効果的かつ重点的に投入することにより、分権型社会にふさわしい区政運営を推進していく決意です。

## 5 予算の概要について

次に、今まで述べてまいりました施策を推進していくための予算の概要について申し上げます。

平成19年度の政府一般会計予算案は、歳出改革の強化を掲げ、3年連続で公債発行額を減額する中、前年度比4.0%増の総額8兆9,088億円の規模となりました。

一方、東京都の平成19年度一般会計予算案は「東京の魅力のさらなる向上

を目指し、新たなステージにおいて力強い第一歩を踏み出す予算」と位置づけ、都税収入の増加を受け、前年度比7.0%増の6兆6,020億円となり、2年連続で6兆円を超える規模となっています。

そして、新宿区の平成19年度一般会計予算案は、「区政課題の解決に向け着実に前進するとともに、新たな区政の展望を拓く予算」と位置づけ、協働と参画の取り組みのさらなる充実、各種制度改正等が区民生活にもたらす影響への効果的、機動的な対策、限られた財源の有効活用と重点配分という三点を編成の基本方針としました。

また、「第四次実施計画」で掲げる4つの課題を中心とした施策の重点化に加え、「子育て支援の充実」、「高齢社会への対応」、「安全安心の社会づくり」、「障害者の自立と地域生活への支援」、「税制改正等が区民生活に与える影響の緩和」の5点に着目し、基礎自治体として可能な範囲で機動的、効果的に取り組むことを主眼として編成しました。

その結果、予算の規模は1,186億円となり、前年度に比べ76億円、6.9%の増となっています。

19年度は景気の回復と三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲等の地方税財政制度の変革によって一般財源の内容が大きく変動する中での編成となりましたが、これまでの行財政改革の成果とともに、基金や起債の効果的な活用を図り、区政が直面する様々な課題に的確に対応する予算を組み上げることができました。

一方、19年度の都区財政調整協議は、都区の財源配分率を巡って協議が難航していましたが、区側の財源配分率を現行の52%から3%アップして55%とすることになりました。今回の見直しをもって、平成12年の都区制度改革以来、都区財政調整制度の懸案であった財源配分率は、当面、安定したものとなりますが、特別交付金の算定ルールの明確化など、引き続き、都区の協議が必要な課題が残されています。

今後とも、将来需要を的確に捕捉し、特別区税等の歳入確保に取り組み、基金や起債の活用と併せ、限られた財源の適正な配分と効率的な予算の執行を通じて、将来に渡り持続可能な財政運営を目指してまいります。

## 6 おわりに

今、時代は、大きな転換の時期を迎えています。時代が大きく変わる時には、様々な制度や仕組みも大きく変わらざるをえません。そのことは、拡大一辺倒できた戦後日本の価値観を見直し、新しい生活のあり方を考える絶好の時でもあります。

今こそ、私たちは、多様な生き方が新しい時代を切り拓いていくことにつながる、そんな社会のあり方を人々の知恵と工夫と努力を積み重ねることにより考えていかなければなりません。

私は、額に汗して働き、努力した人が報われる社会を目指すとともに、再挑戦する人や社会の狭間で苦しむ人にも光を当てていく、そんな行政のあり方を目指し、常に区民の視点、地域の視点で物事を考え、区民の皆様とともに汗を

かき、ともに歩む区政運営を積極的に推進していく覚悟です。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

注 本文は口述筆記ではありませんので、  
表現その他に若干の変更があることが  
あります。

この印刷物は、庁内印刷により作成しています。

印刷物作成番号  
2006 - 16 - 2101

平成19年度

**区政の基本方針説明（要旨）**

平成19年2月 作成

新宿区企画政策部企画政策課

地球環境保全推進のため、古紙含有率100%再生紙を使用しています。